

◆回や圖などの略字の見方は18ページ  
 ◆図どなたでも、図特になし、■無料、□不要(直接会場へ)の場合は、記載なし  
 ◆圖に電話、ファクス、Eメール、㊦(市ホームページ)の記載がある場合は、その方法で申し込み可  
 ㊦=アオーレ長岡 ㊧=市民センター  
 ㊨=大手通庁舎 ㊩=さいわいプラザ



**● 税理士無料税務相談(要予約)**  
 ㊦ 4月19日(水)午前9時30分～正午  
 ㊦ 4月19日(水)午後1時30分～正午  
 ㊦ 5月1日(月)～6月30日(金)にアオーレ長岡、各支所、市内の越後交通(株)営業所などにある申請書を〒940-0062大手通2の6地域振興戦略部(㊨)へ郵送、市ホームページ(右)で ㊦ 地域振興戦略部高校生バス定期代補助担当 ☎39・2005

**● 工場立地の際は事前に届出を**  
 一定規模以上の工場などを新設・増設、届出内容を変更する場合は、事前に届け出が必要で  
 必要です。  
 ㊦ 業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力・地熱・太陽光発電所を除く) ㊦ 規模：敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上 ※特定の区域で緑地の設置割合を緩和しています  
 ㊦ 産業立地・人材課(㊨) ☎39・2298

**● 未来を創る市民活動応援補助金**  
 地域の課題解決など、市民活動団体の取り組みを支援します。  
 補助額Ⅱ対象経費のうち10万円以内は全額、10万円を超える部分は80%(上限50万円) ㊦ 事業実施日の3カ月前までに市民協働センター(㊦) ☎39・2020、各支所にある申請書で ※事前に相談してください

**● 65歳以上の人は介護保険料の納付をお忘れなく**  
 仮算定した今年度の保険料額を4月中旬、納付書で納付する人と口座振替の人に通知します。  
 ① 納付書で納付する人  
 4～6月分の納付書で、各納期限までに納めてください。  
 ② 口座振替の人  
 4～6月分を各納期限日に指定口座から振り替えます。  
 ③ 4月から、新たに年金から納付する人  
 4月上旬に通知します。保険料額などを確認してください。



▶補助金を活用してウィメンズヘルスLabが開催した「ベテラン助産師が伝えるプレママサロン」

**遠距離通学をする高校生のバス定期代を補助します** →予算P4



年度末の請求時に、定期券の写しが必要です。忘れずに保管してください。詳しくは市ホームページで。

㊦ 4月1日～来年3月31日に高校生が通学のために利用するバス定期券補助額＝期間中のバス定期代合計額のうち12万円を超える額の2分の1(上限2万円) ㊦ 5月1日(月)～6月30日(金)にアオーレ長岡、各支所、市内の越後交通(株)営業所などにある申請書を〒940-0062大手通2の6地域振興戦略部(㊨)へ郵送、市ホームページ(右)で ㊦ 地域振興戦略部高校生バス定期代補助担当 ☎39・2005



**住まいを安心・快適に 住宅リフォーム補助金**

㊦ 現在住んでいる築10年以上の住宅 対象リフォーム＝屋根、外壁、内装、風呂、トイレなどの取り替えで市内に本社がある法人または個人事業主に発注するもの 補助額＝10万円以上かかるリフォーム費用の5分の1(上限5万円) 対象工事期間＝①9月30日(土)まで②来年1月31日(水)まで ㊦ ①5月1日(月)～31日(水)②11月1日(水)～12月28日(木)に市ホームページにある申請書を〒940-0062大手通2-6都市政策課(㊨) ☎39・2265)へ郵送 ※詳しくは市ホームページ、都市政策課、アオーレ長岡、市民センター、各支所などにあるパンフレットで



今年度は2回に分けて受け付けるよ。住宅は建築後、10～20年で水回りや外壁、屋根などに不具合が増えると言われているんだ。マイホームに快適に住み続けるために、計画的なリフォームを検討してね!

**エコな暮らしを応援！ 国の制度も活用を**  
 事業者を通じて申請してください。

- ① **こどもエコすまいる支援事業(リフォーム)**  
 ㊦ 開口部改修、断熱改修、エコ住宅設備の設置など 補助額＝原則上限30万円
  - ② **先進的窓リノベ事業**  
 ㊦ 高性能な断熱窓への省エネ改修 補助額＝最大200万円
  - ③ **給湯省エネ事業**  
 ㊦ ・補助額＝家庭用燃料電池の設置…15万円、ヒートポンプ給湯機などの設置…5万円
- ①～③いずれも ㊦ 住宅省エネ2023キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 ☎0570・200・594 担当＝環境政策課 ☎24・0528

**ご存じですか？ 福祉の手当や助成制度**

受給には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

- ① **特別障害者手当**  
 在宅で常時介護が必要な最重度の障害のある人に支給します(所得制限あり)。20歳未満の重度障害児には、障害児福祉手当の支給制度があります。月額＝特別障害者手当27,980円 障害児福祉手当15,220円 ㊦ 福祉課障害活動係(㊦) ☎39・2343
- ② **特別児童扶養手当**  
 在宅で心身に一定の障害のある児童(20歳未満)を養育している父母などに支給します(所得制限あり)。月額＝1級(重度)53,700円、2級(中度)35,760円 ㊦ 福祉課障害活動係
- ③ **精神障害者医療費助成制度**  
 精神疾患の治療に係る医療費の一部を助成します(所得制限なし)。助成額＝自己負担額(保険適用後)の3分の1 ㊦ 70歳未満で、自立支援医療(精神通院医療)に該当する病気にかかっている人 有効期間＝申請月の1日から3年後の前月末まで ㊦ 福祉課医療費助成係(㊦) ☎39・2319

④ **昨年に引き続き、年金から納付する人**  
 今回は通知しません。4・6月分は今年2月と同額です。 ㊦ 介護保険課(㊦) ☎39・2245

● **国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の納付**  
 今年度の1年分の保険料は、前年所得に基づき7月に決まります。口座振替と納付書の納付は7月からです。  
**① 年金から納付する人**  
 今年2月の保険料と同額を4・6・8月の年金から納めていただきます。10月以降分は7月にお知らせします。 ㊦ 国民年金課国民保険料担当

● **国民年金保険料の学生納付特例制度**  
 毎年申請が必要で、前年所得が一定額以下の学生 ㊦ 本人確認書類(マイナンバーカードなど)、学生証など ㊦ 総合窓口(健康保険・年金窓口) ㊦ 各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は地域振興課)へ

● **義務教育就学援助制度をご利用ください**  
 経済的な理由で就学が困難な児童・生徒に、学用品費や給食費などを援助します。 ㊦ 学校から配布の就学援助費申請書、印鑑、保護者名義の預金通帳など ㊦ 4月28日(金)までに学務課 ☎39・2239(平日午前8時30分～午後7時)、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は地域振興課)へ

**地震に強い住宅が命と財産を守る！**

- ① **木造住宅耐震診断**  
 自己負担は1万円! ㊦ 次の全てを満たす住宅①昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て②柱、梁などの主要構造部の大部分が木造③現に住宅として利用(併用住宅は2分の1以上が住宅部分)④過去に耐震診断費の助成を受けていない 助成額＝診断費から1万円を差し引いた額
- ② **木造住宅耐震改修**  
 ㊦ 次の全てを満たす住宅①昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て②柱、梁などの主要構造部の大部分が木造③耐震診断の総合評価が1.0未満(倒壊する危険性がある)と判定 対象工事・助成額＝▷耐震改修工事と改修設計、工事監理…合計費用のおおむね2分の1(上限120万円)▷部分補強工事と改修設計、工事監理…合計費用のおおむね2分の1(上限85万円) ※翌年度に耐震改修工事を希望する場合は10月までにお問い合わせください

危険なブロック塀はすぐに対応を

- ③ **ブロック塀などの撤去・改修**  
 対象者＝ブロック塀などの所有者または管理者 対象の塀＝避難施設へ向かう道沿いにあり、倒壊の恐れがあるブロック塀など 対象工事・助成額＝撤去、改修(建て替え含む)費用の3分の2(個人は上限15万円、法人は上限10万円)
- ①～③いずれも ㊦ 10月31日(火)までに建築・開発審査課(㊦) ☎39・2226へ(診断・工事完了は来年1月20日(土)まで)